

## 令和8年度 使用済蛍光管収集・運搬及び処理・処分業務委託仕様書

### 1 目的

那覇市・南風原町環境施設組合（以下「甲」という。）が管理運営を行っている那覇・南風原クリーンセンターに一時保管されている使用済蛍光管を関係法令等に基づき適正に収集・運搬及び処理・処分することを目的とする。

### 2 施設名称及び所在地

名 称 那覇・南風原クリーンセンター  
所 在 地 南風原町字新川650番地  
蛍光管の保管ヤード 上りランプウェイ下

### 3 履行期間 令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

### 4 業務内容及び履行に關すること

事業者（以下「乙」という。）は、下記のとおり本業務を履行すること。

#### ① 収集・運搬業務について

- (1) 乙は甲の保管ヤードにある使用済蛍光管を確実に処理・処分先に運搬すること。保管ヤードの整理整頓、清掃を行うこと。  
(注：運搬業務については、「産業廃棄物収集運搬業許可証」を有する者とする。)
- (2) 乙の運搬する品目は、使用済の蛍光管をいい、破損した蛍光管を含むものとする。
- (3) 乙は、那覇・南風原クリーンセンターの保管ヤードの状況を把握の上、積み上げ作業中や運送中に使用済蛍光管の破損がないような容器（収納コンテナやダンボール箱等）やそれに付随する消耗品（フレコン袋やテープ等）及び破損蛍光管保管用のドラム缶等を準備すること。
- (4) 乙は、乙が準備した容器（収納コンテナ等）が満杯になる前に自主的に運搬を行うとともに、収納コンテナ等に使用済蛍光管等が収納できない状態がないように新たな容器（収納コンテナ等）やそれに付随する消耗品を保管ヤードに設置する等、適正に保管ヤードを管理すること。
- (5) 乙は、台風発生時や甲が認める緊急時には、甲と協議の上、保管ヤードの災害の未然防止及び適正な対策を行うこと。

#### ② 処理・処分業務について

- (1) 乙は、甲の保管ヤードから運搬を行った使用済蛍光管のガラス、金属、水銀等を適正にリサイクルすること。（注：「産業廃棄物処分業許可証」を有する事業者とする。）
- (2) 乙は、保管ヤードから排出された使用済蛍光管の運搬から処理・処分までを60日以内で完了すること。尚、年度末等においては、甲の保管ヤードの状況等を勘案しながら可能な限り短期間で運搬から処理・処分までを行うこと。

③ 委託業務の完了報告について

- (1) 乙は、この契約に基づき委託された使用済蛍光管の収集・運搬及び処理・処分が終了したときは、実施月ごとに作成する業務完了報告書を甲へ提出すること。
- (2) 廃棄物管理票（マニフェスト）に準じ、使用済蛍光管が適正に収集・運搬及び処理・処分されたことが確認できること。

5 契約業者の決定について

- (1) 契約業者は、制限付一般競争入札により決定する。
- (2) 使用済蛍光管の収集運搬及び処理・処分業務に係る 1kgあたりの単価による入札とする。
- (3) 甲は、前項で入札した単価の安い事業者と使用済蛍光管の収集運搬及び処理・処分業務委託の単価契約を行う。

6 支払方法

- (1) 委託料は実施月の翌月以降、業務完了届等の書類を添付し甲に請求するものとする。
- (2) 請求金額の算定を行うための重量は、甲が発行する計量伝票に基づいて決定するものとし、保管容器等の重量を差引いた廃蛍光管のみの重量とする。
- (3) 前号の委託料は、契約単価に廃蛍光管重量を乗じて算定した金額に、消費税相当額を加算して請求するものとする。この場合において、その合計額に円未満の端数が生じたときは、端数は切り捨てるものとする。

7 処理・処分予定数量

26,000kg／年 (注: 予定数量は、過年度実績からの推定量で処理・処分の義務を負う量ではない。)

8 その他

本仕様書に記載なき事項については、本組合と協議の上で決定すること。